

要 望 書

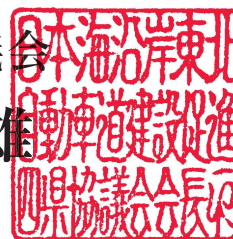
日本海沿岸東北自動車道の建設促進について

令和3年12月9日

日本海沿岸東北自動車道建設促進

青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会

会長 坂本 貴美雄



日本海沿岸東北自動車道建設促進
青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会

| | | |
|-------|---------|-----------|
| 会 長 | 山形県議会議長 | 坂 本 貴 美 雄 |
| 副 会 長 | 青森県議会議長 | 三 橋 一 三 |
| 副 会 長 | 秋田県議会議長 | 柴 田 正 敏 |
| 副 会 長 | 新潟県議会議長 | 佐 藤 純 |

日本海沿岸東北自動車道の建設促進について

国土の均衡ある発展を図り、個性ある活力に満ちた地域社会を形成していくためには、高速交通体系の整備が必要不可欠であります。

東北地方日本海沿岸地域を縦貫する「日本海沿岸東北自動車道」は国道7号とダブルネットワークを形成しながら、首都圏及び関西圏等との広域的交流や域内の相互交流を活発化することで、沿線地域の産業、経済、文化の発展と豊かさを実感できる国民生活の実現、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大によりリスクが顕在化した東京一極集中の是正による分散型国づくりに大きく寄与するものであり、環日本海時代に対応するためにも極めて重要な路線であります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地域全体の物流が機能不全に陥り、経済・社会活動に甚大な影響が生じたことにより、改めて複数路線の整備によるネットワーク強化の必要性が認識されたところであります。

高速道路はネットワーク化されてはじめて、救急医療施設への搬送時間短縮、災害時の緊急輸送ルート確保、観光や商工業の振興など本来の効果を発揮するものであります。

つきましては、次の事項について要望します。

- 1 地方が真に必要とする高速道路ネットワークの整備が引き続き着実に実施できるよう、長期安定的に道路整備・管理が進められ、構造物の老朽化による通行止め等の影響を回避し、予防保全型の対策に移行するためにも、新たな財源を創設し、メンテナンス費用を別枠で確保するとともに、公共事業予算総額の拡大及び新規箇所の事業化に必要な予算を国において確保すること。
- 2 高規格道路のミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等のため、昨年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づく別枠の財源を安定的かつ継続的に確保すること。
- 3 事業中の日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」、「遊佐比子～遊佐鳥海」間、「遊佐象潟道路」、「二ツ井白神～(仮)小繋」間、「二ツ井今泉道路」の整備促進と早期完成を図るとともに、「(仮)今泉～蟹沢」間については国が責任を持って高速道路ネットワークとして整備すること。
また、本路線に接続し、能代～鱒ヶ沢間を結ぶ西津軽能代沿岸道路を早期に整備すること。
- 4 重要物流道路等については、平成31年4月及び昨年4月の指定に加えて、本年4月に高規格道路等の新たな供用区間を中心として追加指定が行われたところであるが、本年7月に策定された新広域道路交通計画に位置付けられた道路は確実に指定したうえで、日本海沿岸東北自動車道全線の平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保に向けた機能強化や重点整備・支援を行うこと。
- 5 「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、暫定2車線区間の計画的な4車線化を推進するとともに、地域とのアクセス強化に向けたスマートICの整備を推進すること。

日本海沿岸東北自動車道整備状況

| 凡 例 | |
|-------------------------|------------------|
| ○ | インターチェンジ |
| ▽ | ジャンクション |
| 国土開発幹線自動車道 | |
| ○—○ | 供用区間 |
| ○—○ | 整備計画区間(事業中:直轄高速) |
| ○—○ | 整備計画区間(事業中:有料) |
| ○—○ | 基本計画区間 |
| ○—○ | 予定路線 |
| 高速自動車国道と並行する一般国道自動車専用道路 | |
| ○—○ | 供用区間 |
| ○—○ | 事業区間 |
| 一般国道自動車専用道路等 | |
| ○—○ | 開通区間 |
| ○—○ | 事業区間 |
| ○—○ | 計画区間 |
| ▲▲▲▲ | 候補路線 |

